

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

企業管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程……………

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局電気関係事業所保安規程を廃止する管理規程……………



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程
山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の
部を次のように改正する。

第七条第一項の表山口県企業局柳井川工業用水道事務所の項を削る。
第十条第一項を次のように改める。

事業所に所長及び次長を置く。
別表第一山口県企業局小瀬川工業用水道事務所の項中、「（小瀬川第二期工業用水道事業に係るものを除く。）」を削り、同表山口県企業局柳井川工業用水道事務所の項を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中

所長	
業なを置次 所い置事か長	事を置次 業置所く長
査は業れ（ ）所て課主 主務に長務 務にあが課 主あない置 務あつ事か 主事か	長担除定当にれの所 ）当す該あて次長二 する事所ついで長人 る務務長ては場置以 次を指は合上 を
	査は業れ（ ）所て課主 主務に長務 務にあが課 主あない置 務あつ事か 主事か

を

所	次長（事業 所）に二以上 の長が置か れる場合は、 当該所長が 当該事務を 担当する次 長（）
長	（）は業れ（ ）所て課主 主務に長務 務にあが課 主あない置 務あつ事か 主事か

に改める。

別表第三中	第 如 号	山口県企業局職員就業規程	21	第 如 号	山口県企業局職員就業規程	を 削
-------	-------	--------------	----	-------	--------------	-----

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「（山口県企業局柳井川工業用水道事務所を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「四十時間」を、「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中、「十六時間から三十二時間まで」を、「十五時間三十分から三十一時間まで」に、「三十二時間まで」を、「三十一時間まで」に改め、同条第五項中、「午後零時十五分」を、「正午」に、「八時間」を、「七時間四十五分」に改め、同条第六項中、「午後零時十五分」を、「正

午」に改め、同条第九項中、「三時間四十五分」を、「三時間三十分」に改める。
第八条第一項第二号口中、「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第五項中「八時間」を、「七時間四十五分」に改め、「とし、半日に換算する場合は四時間をもつて半日」を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項第二号口の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）（第三条第一項第一号中「いう。」）及びこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「いう。」と、同項第二号中「職員並びに職務の級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の五級以下の職員及びこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「職員」とする。

第四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、知事等の給与の特例に関する条例施行規則（平成二十一年山口県規則第二十七号）（第五条中「別表に掲げる職に限る」とあるのは、「企画監を除く」とする。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員修学部分休業規程（平成十七年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「二十時間」を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第七号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程（昭和四十年山口県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「（小瀬川第二期工業用水道事業に係るものを除く。）」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第八号

山口県企業局電気関係事業所保安規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局電気関係事業所保安規程を廃止する管理規程

山口県企業局電気関係事業所保安規程（昭和四十年山口県企業管理規程第十二号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）